



休業等の要請にご協力頂き感染リスク低減に取り組む事業者の皆様への支援金のお知らせ

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

① 休業等の要請にご協力をいただくこと

② 席の間隔をあけるなど、感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと

この2つに取り組む事業者の皆様を支援する制度について、道議会に提案することとし、また、その内容や受付期間等の検討を行っております。

支援金のお支払いにあたっては、下記の期間中に、次のご協力を頂くことが支援の前提となります。

ご協力をお願いする期間

・ **遅くとも4月25日（土）から5月6日（水）まで**

※感染症の状況により、休業等期間が延長される場合もありますが、この場合にも休業等の延長にご協力をお願いします。

休業等要請の対象施設の範囲

- ・ キャバレー、ナイトクラブなどの遊興施設等、体育館などの運動・遊技施設、劇場等、博物館などの集会・展示施設、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗などの商業施設、大学、学習塾等、文教施設。
- ・ 詳しくは、北海道「休業要請等について」ホームページに掲載した「施設の使用停止対象施設一覧」をご確認ください。

※URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>

ご協力をお願いする内容・支援額

① 休業要請を受けた施設を休業すること

法人 **30万円**

個人事業者 **20万円**

② 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行うこと **10万円（個人法人問わず）**

○注①、②に共通する補足事項

- ・ 法人は中小企業に限らず、大企業も含まれます。（休業要請の対象となる施設を運営している法人は含まれます。）
- ・ 道外本社の法人は、道内で対象施設があれば支給対象となります。
- ・ 休業要請や酒類の提供時短要請を受けた複数の店舗を、1事業者が運営している場合は、全ての施設で、休業等や感染リスク対策を行っていることが条件となります。

③ 感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと

申請期間

本支援金は、道議会での議決後、速やかに申請受付を始める予定です。

ご注意

ご協力をお願いする期間中に、休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことが分かる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等が必要となりますので、休業等中に保存・記録しておいて下さい。

裏面に続く